

前号でバリアフリー新法における公共交通機関の設置基準を記したが、今回はその続き（概要）を紹介したい。

まず、日常生活の上で身近な交通機関の車両については次のように設置基準が定められている。

#### 車両等（鉄軌道、乗合バス、福祉タクシー、船舶、航空機）

##### 【共通】

- ・鉄軌道、バス、船舶、航空機には、視覚情報及び聴覚情報を提供する設備を備えること。
- ・鉄軌道、バス、船舶には、車いすスペースを設置すること。
- ・鉄軌道、船舶内のトイレは、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

##### 【福祉タクシー車両】

##### 車いす等対応車

- ・車いすなど使用者の乗降を円滑にする設備を備えること。
- ・車いすなどの用具を備えておくスペースを1以上設けること。
- ・筆談用具を設けること。

##### 【船舶】

- ・バリアフリー化された客席を設置すること。
- ・客席などからトイレ、食堂などの船内旅客用設備へ通ずる1以上の経路について、エレベータの配置などにより、高齢者、障害者等が単独で移動可能な構造とすること。
- ・食堂、売店には、筆談用具を設け、筆談用具があることを表示すること。

##### 【航空機】

- ・通路側座席の半数以上に可動式ひじ掛けを装着すること（客席数が30以上の航空機）。
- ・トイレは、車いす利用者の円滑な利用に適した構造とすること（通路が2以上の航空機）。
- ・航空機内で利用できる車いすを備え付けること（客席数が60以上の航空機）。

以上が、交通機関の各種車両の設置基準である。特に1日の乗降客数が5,000人を超える駅では、2010年度までにエスカレータ、エレベータの設置が義務付けられている。ただし、罰則規定がないため、実際には、駅の構造とコストの問題から、設置が見送られている駅が多い。都市部の駅で立地や構造からエスカレータ、エレベータの設置が困難な場合は、階段に取り付けたレールを使った車いす運搬リフト（車いすの利用客があった際に駅員が操作する）で代替させているケースが多い。いずれにせよ、この法律によってエスカレータ、エレベータが設置されバリアフリー化が進んでいる。

しかし、ホームが狭い駅などでは、エレベータの設置が不可能な所もある。そのような駅では専用の通路を使って車いす使用者を路面から直接ホームに乗り入れさせる所もある。また、駅舎部分のバリアフリー化が行われたとしても、駅舎が高架の場合、地面（地上）から高架上の駅舎部にたどり着く所がバリアフリーになっていない所もある。

空港に関しては、日本の航空会社の国内線や国際線用の機材におけるバリアフリー対応は進められてはいるが、海外の航空

会社を利用しての国外出航時に「対応できない」との理由で搭乗を断られるケースも少なくないのである。

その他、一般の道路標識・表示については、反射材料を用いるなど見やすく分かりやすいものとする事となっている。また、横断歩道には必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設けることが法律で定められている。

このバリアフリー新法によって、まちづくりのあり様も一昔前とは大きく異なり、かなり整備されてきている。従来、車いす使用者には交通機関の利用は困難なイメージがあったが、今ではこの法律の義務化で公共交通機関は格段に至便なものとなっている。

次は、建築物についてであるが、設置基準は次の通りである。

##### 建築物

- ・誰もが日常利用する建築物や老人ホームなど（特別特定建築物）について一定規模以上の新築等を行う建築主等は、バリアフリー化のための必要な基準（建築物移動等円滑化基準）に適合させなければならない。また、これらの既存の建築物に対しても、基準に適合するよう努めなければならない。

ここでいう「特別特定建築物」とは、不特定かつ多数の者が利用する百貨店、劇場、ホテルなどの建築物を意味する。

また、「一定規模以上の新築等」とは、建築工事をする床面積の合計が2,000㎡（公衆便所については50㎡）以上となる新築、増改築や用途変更のものと定められている。

加えて、法律では次のようになっている。

- ・多数の者が利用する学校、事務所など特定建築物について新築等を行う建築主等は、「建築物移動等円滑化基準」に適合するよう努めなければならない。

建築物移動等円滑化基準（最低限のレベル）とは、

- ・車いす使用者と人がすれ違う廊下の幅を確保する（1.2m）。
- ・車いす使用者用のトイレがひとつはある。
- ・視覚障害のある者も利用しやすいエレベータがある。

などである。

さらに、建築物移動等円滑化誘導基準（望ましいレベル）は、次のとおりである。

- ・車いす使用者同士がすれ違う廊下の幅を確保する（1.8m）。
- ・車いす使用者用のトイレが必要な階にある。

以上が法律における建築物の基準である。建築物の床面積が2,000㎡以上の公共施設についてバリアフリー化が義務付けられているのである。

今回紹介したバリアフリー新法と旧法であるハートビル法との違いは、ハートビル法は2,000㎡以上の建築物の新築・増築・改築・用途変更の際にバリアフリー化を義務付けていたが、バリアフリー新法では、建築物のみならず公共交通機関や駅、空港などの旅客施設も増築・改築・用途変更の際はバリアフリーを義務化していることである。日常生活でのさまざまな公共施設・機関に連動させている。

一定の面積の建築物や公共交通機関にバリアフリー化を義務付けたことは、誰もが利用できる「まちづくり」において大きな前進である。